

《ユニット型》

地域密着型介護老人福祉施設（運営基準等）

1 定義及び基本方針

地域密着型介護老人福祉施設	<p>(基本方針)</p> <p>1 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
---------------	---

2 サービス類型

単独型	地域密着型介護老人福祉施設を単独で設置する形態。
サテライト型	○同一法人が運営する広域型特養等を本体施設と設置する形態。 本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム。本体施設とは同一法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院、診療所をいう。施設基準や人員配置等に緩和措置が設けられている。
併設型	○他のサービスとの併設型（居宅介護支援事業所、ショートステイやデイサービス等の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所、認知症デイサービス及び夜間対応型訪問介護事業所に限る。）。 ※併設できるショートステイの床数は、地域密着型特養の床数以下とされている。
ユニット型	○入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共有スペースを備えており、複数の個室と共有スペースからなる単位を1ユニットとし、1施設で数ユニットを持つ形態。

3 申請者要件

法人格を有すること。（都道府県、市町村、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び社会福祉法人に限られます（老人福祉法第15条）。）

法78条の2第4項各号の規定に該当しない者であること。

4 人員基準

区分	職種・資格	員数
管理者	必要な知識・経験者でかつ厚生労働大臣が定める研修修了者	○常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等に従事可能。
医師		○入所者に対し健康管理、療養上の指導を行うために必要な数
従業者	生活相談員	○常勤であって1名以上配置
	看護師、准看護師又は介護職員	○介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1）配置すること ○看護職員の数は、1人以上とすること ○看護職員のうち、1人以上は常勤であること ○介護職員のうち、1人以上は常勤であること
	機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、あん摩マッサージ指圧師）	○1名以上 ○日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 ○当該事業所の他の職務に従事することができる
	介護支援専門員	○常勤専従で1人以上（増員については、非常勤でも可） ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。

	栄養士	○1人以上配置すること
5 設備基準		
居室	<p>○1の居室の定員は、1人とすること。ただし、必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>○居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること</p> <p>○1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること</p> <p>○1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと</p> <p>①13.2㎡以上を標準とすること</p> <p>ただし、2人で入居する場合は、21.3㎡以上を標準とすること</p> <p>②ユニットに属さない居室を改修したものについては、10.65㎡以上とすること。ただし、2人で入居する場合は、21.3㎡以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない</p>	
共同生活室	<p>○共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること</p> <p>○1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること</p> <p>○必要な設備及び備品を備えること</p>	
浴室	○要介護者が入浴するのに適したものとすること	
洗面設備	<p>○居室のある階ごとに設けること</p> <p>○要介護者が使用するのに適したものとすること</p>	
便所	<p>○居室のある階ごとに居室に近接して設けること</p> <p>○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること</p>	
医務室	<p>○医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること</p> <p>○入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること</p> <p>○サテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる</p>	
廊下幅	<p>○1.5m以上とすること</p> <p>ただし、中廊下の幅は1.8m以上とすること</p> <p>なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる</p>	
消火設備	○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること	
6 運営基準（一部のみ掲載）		
人員関係	<p>○日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>○夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること</p> <p>○ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること</p> <p>○ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない</p>	